

専決処分の報告について（施設損害賠償事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月3日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

専 決 処 分 書

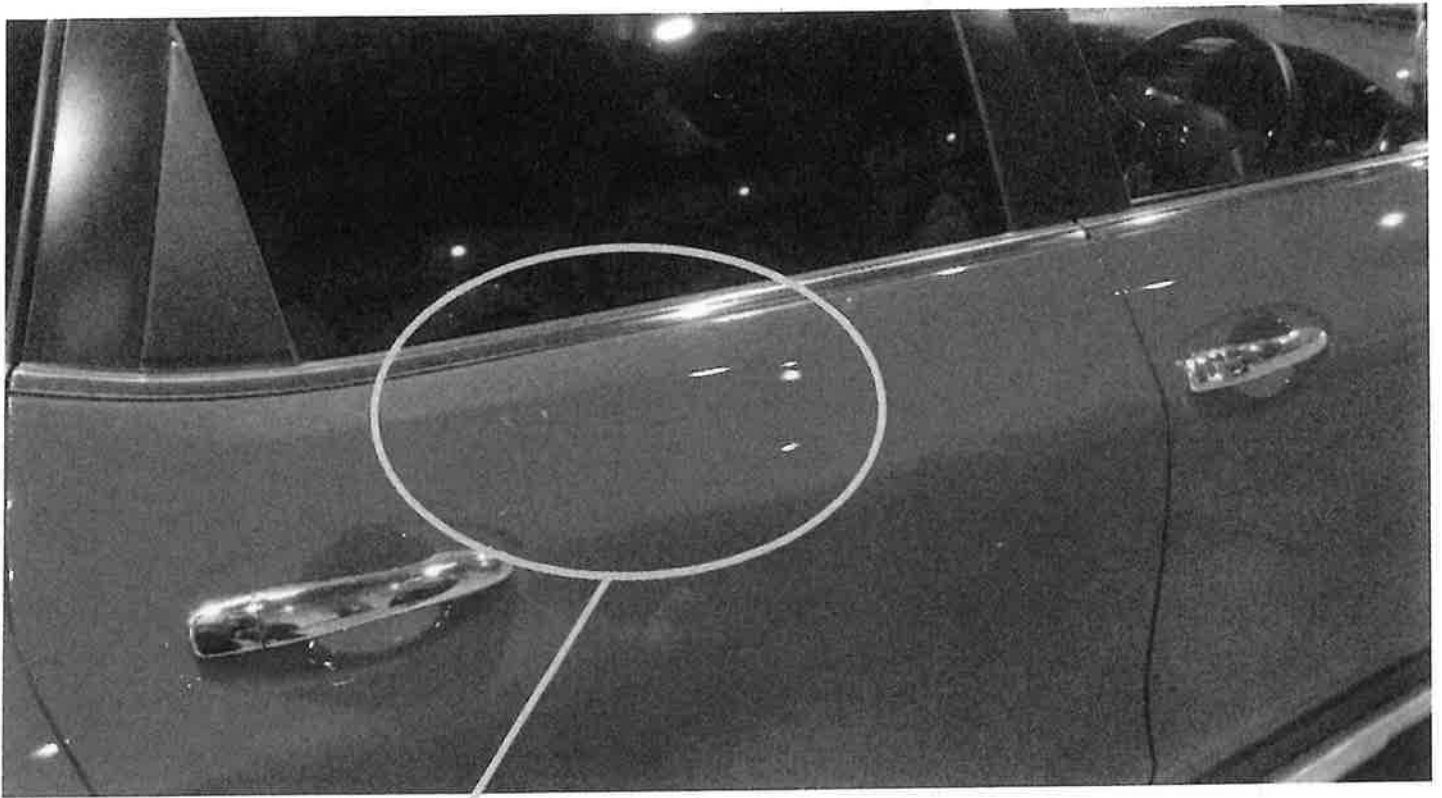
地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 2 月 17 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 9 月 28 日

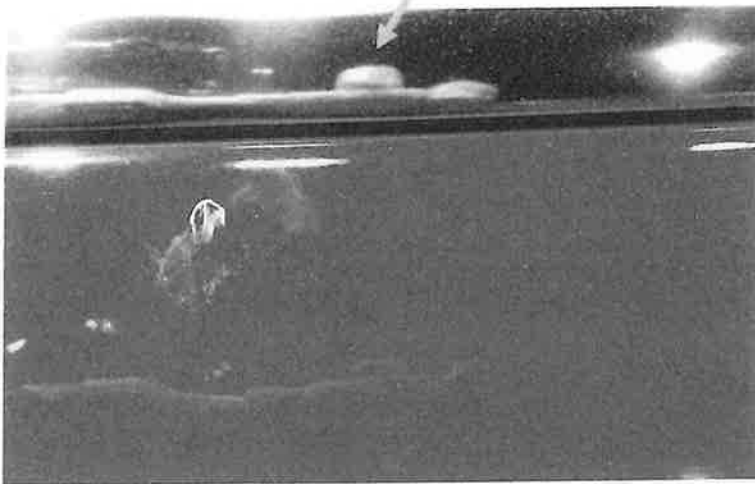
那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 城間 幹子

- 1 事 件 名 施設損害賠償事故

- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 南風原町字宮平在住
賠 償 額 237,490 円



↑令和4年8月4日(木)午後2時45分頃 塗料を付着させてしまった車両



↑塗料が付着した一部分を拡大



↑塗料が飛び出たスプレー缶



⇐車両全体像

